## 平成27年度(平成26年分) 市民税 申告書の提出について

## あなたの平成26年1月1日から12月31日までの収入に対する申告です。

### 申告が必要な方

平成27年1月1日現在、熊本市内に住所がある方で平成26年中に

- ・営業、農業、不動産、配当などの所得があった方
- ・給与所得者でその他の収入があった方
- ・日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方
- ・退職し、再就職していない方 (年末調整が未済で控除など追加がある方)
- ・公的年金受給者で社会保険料などの控除を受ける方やほかの収入があった方
- ・世帯の主たる人が、居住する区外へ単身赴任等で転出している家族の方
- ・遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた方、雇用保険の みを受給していた方、収入がなかった方 (市内に住所がある親族の扶養と なっている方を除く)

など

区確定会場

### 申告の必要がない方

- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告をする方
- ・所得が給与所得のみで勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方

受付時間

- ・収入が公的年金のみで所得控除の必要がない方
- ・収入がなく、市内に住所がある親族の扶養となっている方

### 申告に必要なもの(郵送の場合は(イ)(ウ)も添付)

- (ア) 印鑑
- (イ) 収入を証明できるもの
  - ・給与所得や公的年金所得の方は、源泉徴収票または給与 支払者の証明書など
  - ・事業所得の方は、収支明細書などの収入や必要経費など を確認できる書類
- (ウ) 所得から控除する額を確認できるもの
  - ・国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料、 国民年金保険料、生命保険料、地震保険料(旧長期損害 保険料) などの領収書または支払証明書
  - ・医療費控除を受ける方は、医療費の領収書や、補てん金 (高額医療・医療保険など)を確認できる書類
  - ・障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
  - ・寄附金税額控除を受ける方は寄附金の領収書
  - ・雑損控除の繰越控除を受ける方は、昨年の申告書及び雑 損控除計算の控

### 所得税及び復興特別所得税の確定申告について

対象校区 (地区)

所得税及び復興特別所得税の確定申告については、次の日程表の○印がついている会場のみで受け付けします。ただし、以下の申告について はお住まいの管轄の税務署(東区の方は熊本東税務署、それ以外の区の方は熊本西税務署)での申告をお願いします。

- ●譲渡(土地、建物、株式等の売却)所得のある方 ●住宅借入金等特別控除を初めて受ける方 ●死亡された方の申告(準確定申告)をする方
- ●事業(営業、農業、不動産)所得のある方で収支計算ができていない方 ●確定申告書控に受付印が必要な方 ●確定申告で雑損控除の繰越 控除を受ける方(昨年の申告書及び雑損控除計算書控を持参してください)

### 平成27年度(平成26年分)市民税・県民税申告受付日程表 ©土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

・   能田出張所		甲百		(地区)		
# 、				楡木、武蔵	2月2日(月)	
清水		0	龍田出張所	龍田	2月3日(火)	
下の				楠、弓削	2月4日(水)	
株主田、城北 2月12日代  高平台 2月13日億 西里 2月17日(火) 北部東、川上 2月19日代  田東、月12日代  田藤、2月23日(月) 古松、田底 2月25日(水) 吉松、田底 2月25日(水) 吉松、田底 2月27日億 日原 3月3日(火) 桜井 3月4日(水) 世際 3月5日(水) 東区役所 1階税務課 東町 3月3日(火) 様本東 2月25日(水) 泉ヶ丘 2月26日(水) 上 3月5日(水) 上 千後1時 千後1時 下後1時 下後1時 平後1時 下後1時 平後1時 下後1時 平後1時 下後1時 平後1時 平後1時 平後1時 平後1時 平後1時 平後1時 平後1時 平			きまった	清水	2月10日(火)	
本部		0		麻生田、城北	2月12日(未)	
北部   北部東、川上   2月18日(水)   北部東、川上   2月20日(金)   川上   2月20日(金)   山本   2月25日(水)   吉松、田底   2月27日(金)   吉松、田底   2月27日(金)   古松、田底   2月27日(金)   大和   3月3日(水)   桜井   3月4日(水)   山東   3月5日(木)   大和   3月5日(木)   大和   3月6日(金)   大和   3月5日(木)   大和   3月6日(金)   大和   3月2日(月)   田原   3月3日(水)   大和   3月4日(水)   大和   3月4日(水)   大和   3月4日(水)   大和   3月5日(木)   大和   3月2日(月)   千前9時半   ~11時   午後1時   午後1時   午後1時   午後1時   午後1時   午後1時   午後1時   午後1時   上京   2月25日(水)   泉ヶ丘   2月25日(水)   泉ヶ丘   2月26日(水)   山ノ内   2月27日(金)   大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田   大			総合山坂別	高平台	2月13日(金)	
北部東、川上 2月19日秋   11時   11時   11時   12月20日億   11時   11時   12月20日億   11時   11				西里	2月17日(火)	
北区役所			北部	北部東	2月18日(水)	두 35 이 H+ VI
The	北		総合出張所	北部東、川上	2月19日(未)	
本本   2月24日(火)   古松、田底   2月25日(水)   吉松、田底   2月27日(金)   1世底   2月27日(金)   1世底   2月27日(金)   1世原   3月3日(火)   2階会議室   大和   3月4日(水)   1世原   3月5日(水)   2月17日(火)   2月17日(火)   2月17日(火)   2月27日(金)   2月27日(4)   2月27日(4				川上	2月20日金	~11時
A				山本	2月23日(月)	午後1時
古松   2月25日(水)   吉松   田底   2月26日(木)   田底   2月27日(金)   大和   3月2日(月)   田原   3月3日(水)   桜井   3月4日(水)   山東   3月5日(木)   菱形   3月6日(金)   平前9時半   ~11時   午後1時   千後1時   ~3時半   ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※	区			植木	2月24日(火)	
北区役所 2 階会議室				吉松	2月25日(水)	0 1
上				吉松、田底	2月26日(未)	
The color of t			北区役所	田底	2月27日(金)	
W井 3月4日(水)   山東 3月5日(水)   菱形 3月6日(金)			2 階会議室	大和	3月2日(月)	
山東   3月5日(株)   菱形   3月6日(金)				田原	3月3日(火)	
下前9時半				桜井	3月4日(水)	
託麻				山東	3月5日(未)	
託麻 総合出張所   記麻東 託麻東 記麻北   2月17日(火) 2月17日(火)   イン11時 午後1時 ~3時半     秋津   2月20日(金) 若葉   2月23日(月) 桜木   2月24日(火) 桜木東   イント     泉ヶ丘   2月25日(水) 泉ヶ丘   午前9時 ~正午     西原   3月2日(月) 東町   本正午     長嶺   3月4日(水) 尾ノ上   午後1時 ~正午     月出   3月5日(水) 月出   年後1時 ~5時     月出   3月9日(月) 健軍東   3月9日(月)     3月10日(水),11日(水)   11日(水)				菱形	3月6日金	
託麻 総合出張所   託麻東 託麻東 託麻北   2月17日(火) 2月17日(火)   ~11時 午後1時 ~3時半     秋津   2月20日(金) 若葉   2月24日(火) 桜木東   2月25日(内) 泉ヶ丘   午前9時 ~正午     東区役所 1階税務課   東町   3月2日(月) 東町   本正午     長嶺   3月4日(水) 長衛   午後1時 ~正午     月出   3月5日(木) 月出   午後1時 ~正午     1時   年後1時 ~5時     1時   年後1時 ~5時     1日(水)   日日(水)     1日(水)   1日(水)     1日(水)   1日(水) <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>						
総合出張所   託麻南   2月17日(火)   午後1時   ~3時半   ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※				<b>託麻</b> 西		午前 0 時坐
下級			託麻		2月16日(月)	
本業 2月23日(月)   接		0		託麻東	,,,,,,,,	~11時
校木 2月24日(火)   校木東 2月25日(水)   泉ヶ丘 2月25日(水)   泉ヶ丘 2月27日(金)   山ノ内 2月27日(金)   西原 3月2日(月)   東町 3月3日(火)   長嶺 3月4日(水)   尾ノ上 3月5日(水)   月出 3月6日(金)   健軍東 3月9日(月)   健軍 3月10日(火)、11日(水)		0		託麻東 託麻南	,,,,,,,,	~11時 午後1時
東区役所   東区役所   東区役所   東区役所   1階税務課   2月25日(中)   午前9時     東町   3月2日(月)     長嶺   3月4日(中)   午後1時     尾ノ上   3月5日(中)   十後1時     月出   3月9日(月)     健軍東   3月10日(別、11日(日)     3月10日(別、11日(日)   1日(日)		0		託麻東 託麻南 託麻北	2月17日(火)	~11時 午後1時
京ヶ丘   2月26日(中)   午前9時     山ノ内   2月27日(金)   ~正午     西原   3月2日(月)     東町   3月3日(火)     長嶺   3月4日(水)     尾ノ上   3月5日(木)     月出   3月6日(金)     健軍東   3月10日(水),11日(水)		0		託麻東 託麻南 託麻北 秋津	2月17日(火) 2月20日(金)	~11時 午後1時
本   本   本   本   本   本   本   本   本   本		0		託麻東 託麻南 託麻北 秋津 若葉	2月17日(火) 2月20日(金) 2月23日(月)	~11時 午後1時
本   東区役所   1階税務課	東	0		託麻東 託麻南 託麻北 秋津 若葉 桜木	2月17日(火) 2月20日(金) 2月23日(月) 2月24日(火)	~11時 午後1時
区   ×   東区役所 1階税務課   西原 東町   3月2日(月) 3月3日(火) 長嶺   午後1時 ~5時 月出     月出   3月6日(金) 健軍東   3月9日(月) 健軍     3月10日(火)   1日(火)	東	0		託麻東 託麻市 託麻北 秋津 若葉 桜木 桜木東	2月17日(火) 2月20日(金) 2月23日(月) 2月24日(火) 2月25日(水)	~11時 午後1時 ~3時半
1 階税務課 東町 3月3日(火)   長嶺 3月4日(水)   午後1時   年入上 3月5日(水)   月出 3月6日(金)   健軍東 3月9日(月)   健軍 3月10日(火)11日(水)   1日(水)   1日(水)	東	0		託麻東 託麻木	2月17日(火) 2月20日(金) 2月23日(月) 2月24日(火) 2月25日(水) 2月26日(木)	~11時 午後1時 ~3時半 午前9時
尾ノ上 3月5日(約 月出 3月6日(金) 健軍東 3月9日(月) 健軍 3月10日(火),11日(次)			総合出張所	託麻東 託麻木 秋津 若葉 桜木 桜木東 泉ヶ丘 山ノ内	2月17日(火) 2月20日(金) 2月23日(月) 2月24日(火) 2月25日(水) 2月26日(木) 2月27日(金)	~11時 午後1時 ~3時半 午前9時
月出   3月6日(金)     健軍東   3月9日(月)     健軍   3月10日(外,11日(水)			総合出張所 東区役所	託麻東 託麻木 秋津 若葉 桜木東 泉ヶ丘 山ノ内 西原	2月17日(火) 2月20日(金) 2月23日(用) 2月24日(火) 2月25日(水) 2月26日(木) 2月27日(金) 3月2日(用)	~11時 午後1時 ~3時半 午前9時
健軍東 3月9日(月)   健軍 3月10日(火,11日(火)			総合出張所 東区役所	託麻東 託麻木 秋津 若葉 桜木東 泉ヶ丘 山ノ内 西原 東町	2月17日(火) 2月20日(金) 2月23日(月) 2月24日(火) 2月25日(水) 2月26日(木) 2月27日(金) 3月2日(月) 3月3日(火)	~11時 午後1時 ~3時半 午前9時 ~正午
<b>健</b> 軍 3月10日(以,11日(水)			総合出張所 東区役所	託麻東 託麻麻北 秋津 若葉 桜木東 泉ヶ丘 山ノ内 西東町 長嶺	2月17日(火) 2月20日(金) 2月23日(用) 2月24日(火) 2月25日(水) 2月26日(木) 2月27日(金) 3月2日(用) 3月3日(火) 3月4日(水)	~11時 午後1時 ~3時半 午前9時 ~正午
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			総合出張所 東区役所	託麻東 託麻東 託麻麻北 秋津 若桜木東 泉ケノ内 西東町 最ノ上	2月17日(火) 2月20日(金) 2月23日(用) 2月24日(火) 2月25日(水) 2月26日(木) 2月27日(金) 3月2日(用) 3月3日(火) 3月4日(水) 3月5日(木)	~11時 午後1時 ~3時半 午前9時 ~正午
画図 3月12日(林,13日億)			総合出張所 東区役所	託麻東 託麻麻 ・	2月17日(火) 2月20日(金) 2月23日(月) 2月25日(水) 2月25日(水) 2月26日(木) 2月27日(金) 3月2日(月) 3月3日(火) 3月4日(水) 3月5日(木) 3月6日(金)	~11時 午後1時 ~3時半 午前9時 ~正午
			総合出張所 東区役所	託麻東 託麻麻北 秋若桜木東上 八四東 長ノ出 東 長ノ出 東 東 大田東	2月17日(火) 2月20日(金) 2月23日(月) 2月24日(火) 2月25日(水) 2月26日(水) 2月27日(金) 3月2日(月) 3月3日(火) 3月4日(水) 3月5日(水) 3月6日(金) 3月9日(月)	~11時 午後1時 ~3時半 午前9時 ~正午

※表中「確定申告」の欄に	[×]	の付いた会場では、	確定申告の
受付はできません。			

区名	確定 申告	会 場	対象校区 (地区)	期日	受付時間		区名目	確定申告	会 場	対象校区 (地区)	期日	受付時間
		幸田 総合出張所	田迎、田迎西田迎南 田迎南	1月28日(水) 1月29日(木) 1月30日(金)					熊本市 総合体育館・ 青年会館	出水、出水南 砂取、帯山、帯山西 碩台、 向山	2月18日(水) 2月19日(木) 2月23日(川, 24日(火)	午前9時半~11時午後1時~3時半
	0	南部出張所	日吉、日吉東川尻、城南力合、力合西	2月2日(月 2月3日(火) 2月4日(火)		中央区	央		中央区役所	託麻原、白山 本荘、黒髪 春竹、慶徳	2月25日(水)、26日(木) 2月27日(金)、3月2日(月) 3月3日(火)、4日(水)	午前9時 ~正午
			杉島、御船手、 小岩瀬、国町、鳥場 榎津、廻江、清藤、新	2月16日(月) 2月17日(火)			<u>X</u>	×	2階	一新、白川 五福、城東 壺川、大江	3月5日休,6日億 3月9日用~11日份 3月12日休,	午後1時 ~5時
	0	南区役所 3階会議室	木原、田尻、 西田尻、古閑 平原、南田尻、志々水	2月18日(水) 2月19日(木)				×	芳野分室	芳野、河内	2月24日(火)	午前 9 時半 ~11時
			釈迦堂、大町、上杉、 菰江、莎崎、硴江 中宮地、才木、六田、	2月20日億				0	河内公民館	河内 (河内、白浜地域) 河内	2月25日(水)	
南		城南	本町、島田 金屋町、下宮地、二ノ町、 菅木、城南団地、一ノ町	2月23日(月) 2月24日(火)	午前9時半 ~11時 午後1時 ~3時半	Ì	西			(船津地域)、芳野 松尾東、松尾西、 松尾北、池上	3月2日(利	午前9時半
区			上宮地、旭町、阿高、藤山	2月25日(水)		l	$\vec{\mathbf{x}}$	0	西区役所 公民館	小島、中島、古町 城山、高橋	3月3日(火) 3月4日(水)	~11時 午後1時 ~3時半
			舞原、栄町、 南藤山、鰐瀬 陳内、土鹿野、	2月26日(水)					1階大ホール	春日、飽田東、 飽田西、飽田南 白坪、銭塘、川口、	3月5日(木)	~3吋十
		総合出張所	旭が丘団地、尾窪、塚原 沈目、さんさん、 東阿高、出水	2月27日(金) 3月2日(月)			-	×	花園総合 出張所	奥古閑、中緑 池田 花園、城西	3月6日金 3月10日(火) 3月11日(水)	
			東阿高団地、坂本、 吉野、平野 赤見、築地、今	3月3日(火) 3月4日(水)			<b>●</b> 1		(*) 【役所以外の会	場で申告の受付をて申告受付を行い	行う期間は、平	
			千原、永、蓍町 高、丹生宮、碇	3月5日休 3月6日金			\{\dag{\dag{\dag{\dag{\dag{\dag{\da	告受お願	付はできませ iい》	· 6.		
	×	天明 総合出張所 飽田	銭塘、川口 奥古閑、中緑 飽田西、飽田南	3月10日(火) 3月11日(水) 3月12日(木)			_ \ ○8	バ場 列年	合は対象校区 、午前中は大	れた日にお越しく (地区)以外の会 変混み合います。 力をお願いします。	場でも申告でき 比較的、午後の	ます。
	$\vdash$	総合出張所	飽田内、配田南 飽田東 也区の確定申告受付	3月13日金	(木)~ 6 日(金)に		(\frac{1}{2}	犬沢 かじ	!によっては早 !めご了承くだ	めに受付を開始す	ることもありま	
	Ī	西区役所公民	2館で行います。							に計算してお越し		

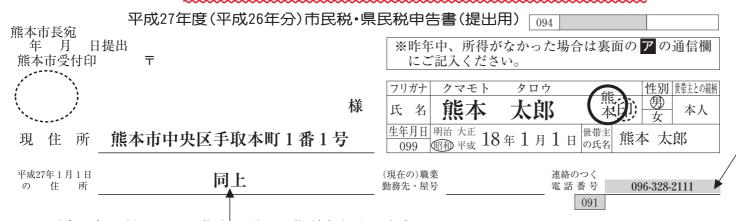
名	申告	会 場	(地区)	期 日	<b>受</b> 何時間
		熊本市 総合体育館・	出水、出水南	2月18日(水)	午前9時半~11時
		青年会館	砂取、带山、带山西	2月19日(水)	午後1時~3時半
			碩台、向山	2月23日(月)、24日(火)	
中			託麻原、白山	2月25日(秋)、26日(米)	
央			本荘、黒髪	2月27日儉、3月2日(月	午前9時
	×	中央区役所	春竹、慶徳	3月3日(火)、4日(水)	~正午
X	\ ^	2 階	一新、白川	3月5日(株,6日)金	
			五福、城東	3月9日(月~11日(水)	~5時
			 	3月12日(未)、	
			显加入压	13日俭、16日(月)	
		### 5 2	# = > - +	a H a ( H ( ) )	午前9時半
	×	芳野分室	芳野、河内	2月24日(火)	~11時
			河内	2月25日(水)	
		河内公民館	(河内、白浜地域)	Z 73 Z3 II (3)	
		MINIALUM	河内	2月26日(株)	
			(船津地域)、芳野	27,2011(17	
西			松尾東、松尾西、	3月2日(月)	
Н			松尾北、池上	0 11 0 12(1)	午前9時半
区		西区役所	小島、中島、古町	3月3日(火)	~11時
	0	公民館	城山、高橋	3月4日(水)	午後1時
		1階大ホール	春日、飽田東、 飽田西、飽田南	3月5日(株)	~3時半
			白坪、銭塘、川口、	3月6日金	
			奥古閑、中緑	- / • / ·	
	×	花園総合	池田	3月10日(火)	
		出張所	花園、城西	3月11日(水)	
	出張	役所以外の会	は場で申告の受付を で申告受付を行い こん。	行う期間は、職 ますので、区径	裁員が所管の各 対所窓口での申
_	お願	آلاء)»			

- ○医療費控除や収支内訳の計算は相当時間がかかります。領収書などの合計は、事前に計算してお越しください。。
- 市県民税申告について、詳しくは 中央税務課(☎096-328-2181)、東 税 務 課(☎096-367-9138)、西 税 務 課(☎096-329-1174)、 南 税 務 課(☎096-357-4143)、北 税 務 課(☎096-272-1114)へ

# 申告書の書き方 ※申告会場は大変混雑します。郵送でのご提出をお勧めします。

※郵送でご提出の場合は関連書類 (コピー可) の添付をお願いします。

## 「1」氏名・住所欄(申告会場にはできるだけ記入のうえお越しください。)



後日、税務課から申告書 の内容確認で問合せをさ せていただくことがあり ます。できるだけ、連絡 のつきやすい電話番号を ご記入ください。

※雑損控除や医療費で使 用する総所得金額等は 収入所得に関する事項 の 39 合計になります。 ただし、分離譲渡所得 金額がある場合は各区 役所税務課にお尋ねく

平成27年1月1日にお住まいだった住所を記入します。 現住所とお変わりなければ同上で結構です。

### 「2」収入・所得に関する事項

①収入の内訳を記入します。

●収入・所得に関する事項

給与·公的	7年金・配当・報酬	等 収入内訳
種 類	支払元名称	支払額
給 与	クマモト建設	800,000
給与	ひごまる交通	434,567
雑	日本年金機構	1,512,345
雑	シルバー人材	200,000
配当	クマモト電気	50,000
一時	ひごまる生命	5,000,124
雑 (個人年金)		

②収入内訳の合計を記入します。

③所得金額を計算し記入します。

-																									
I							Α	収	入分	沒額	ĺ			В		要経費等		所得	金	客	頁(	Α	- 1	B)	
ı	V	給		与	40	)	1	2	3	4	5	6	7	給与	所往	导控除額	6			5	8	4	5	6	7
ł	所_	九任	公的年	金等	139	9	1	5	1	2	3	4	5	公的	年金	等控除額	7			3	C	9	າ	4	_
ı	<i>F</i> )	雑	その他(	個人年	金なと	11)				2	200	0,00	0		15	50,000	1		,	5	6	2	3	4	5
1	祖				Α	収	入金	額	В	必	要約	至費 4	等	С	専行	往者控除額	戸	斤得	金額	額	(A	. –	В-	- C	)
ı	得	営	業	等	4	2,30	06,3	74				),32			65	53,026	1		(	6	5	3	0	2	6
ı	$\triangle$	農		業													2								
ı	金	不	動	産													3								
ı	克石	利		子						_	_	$\overline{}$			_		4			ı					
1	額	配		当		į	50,0	00						特別徵	収額	2,500	5				5	0	0	0	0
1		総合	合譲渡 ・		ŗ	5,00	00,1	24		4,0	000	0,00	0	特別控	§ 5(	00,000	8			2	5	0	0	6	2
ı			合計	-	6			+ 1	+	2	+ ,	3 +	- ,	4 +	5	+ 8	39		1 !	9	0	0	0	0	0
•																									

### ●各所得の計算の仕方

### 1. 給与所得

給与収入の内訳は勤務先から交付される源泉徴収票をもとに記 入します。

交付を受けていない場合は裏面の オ 給与明細書に月収等を書 き出し、合計金額を支払元ごとに収入内訳に記入します。給与 収入の合計は収入金額欄の40に記入します。

次に40の金額をもとに所得金額欄6の給与所得を計算します。 給与所得の算式は下表のとおりです。

### 《給与所得額計算表》

40 給与収入額合計(X)	[6]給与所得の金額
~ 650,999	0円
651,000 ~ 1,618,999	(X) - 650,000円
1,619,000 ~ 1,619,999	969,000円
$1,620,000 \sim 1,621,999$	970,000円
$1,622,000 \sim 1,623,999$	972,000円
$1,624,000 \sim 1,627,999$	974,000円
1,628,000 ~ 1,799,999	$(X) \div 4 = (Y) \qquad \begin{array}{c c} Y \times 2.4 & & & & & & & & & & & & & & & & & & &$
1,800,000 ~ 3,599,999	$  Y \times 28 =   180 000 \text{PH}  $
3,600,000 ~ 6,599,999	(千円未満端数切捨) $Y \times 3.2 - 540,000$ 円
6,600,000 ~ 9,999,999	$(X) \times 0.9 - 1,200,000$ 円
10,000,000 ~ 14,999,999	(X) ×0.95-1,700,000円
15,000,000 ~	(X) -2,450,000円

2. 雑(公的年金)所得(源泉徴収票、証明書の提示または添付が必要です。) 雑所得は大きく分けて公的年金等所得と他の所得にあてはまらないよ うな所得(講演料、シルバー人材派遣の報酬、生命保険の個人年金の 収入など)に分かれます。それぞれの所得の計算は以下のとおりです。

### ●公的年金等所得の計算式

[139] 公的年金等収入は各年金支払元から送付される源泉徴収票をも とに記入してください(複数ある場合はその合計)。

受給者が65歳未満 (昭和25年	三1月2日以降生まれ)
139 公的年金等収入合計額(X)	所得金額
~ 1,299,999	(X) - 700,000
1,300,000 ~ 4,099,999	0.75X - 375,000
4,100,000 ~ 7,699,999	0.85X - 785,000
7,700,000 ~	0.95X - 1,555,000

受給者が65歳以上(昭和25年1月1日以前生まれ) 139 公的年金等収入合計額(X) 所 (X) -1.200.000 ~ 3.299.999  $3,300,000 \sim 4,099,999$ 0.75X - 375.000 $4,100,000 \sim 7,699,999$ 0.85X -7.700.000 ~ 0.95X - 1,555,000

ださい。

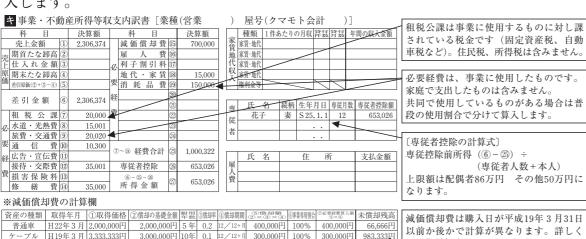
### ●その他(講演料やシルバー人材派遣報酬、個人年金など)

「収入金額」-「必要経費(個人年金の場合、掛金など)」=「その他雑所得」 公的年金等の所得とその他の所得金額の合計が雑所得になります。

### 3.事業・不動産所得(平成26年1月から記帳、帳簿等の保存の対象者が事業所得等を有するすべての方に拡大されました。) 事業、不動産の所得の計算は「収入金額」 - 「必要経費」 = 「所得金額」です。

これらの所得は裏面 キ の「事業・不動産所得等収支内訳書」に収入、支出の内訳を記

入します。



### 4. 配当・利子・総合譲渡・一時所得

株式・出資金など配当による所得を記入します。

また、地方税の特別(源泉)徴収がある場合は特別徴収欄に その金額を記入します。なお、5 に記入する数字は特別 徴収される前の数字を記入します。

### ●利子所得

公社債や預貯金の利子、合同運用信託などの収益分配にかか る所得を記入します。

### ●総合譲渡所得

機械装置、ゴルフ会員権、骨董品などの売った際の所得金額 です。所得計算式は以下のとおりです。

売却金額-(取得価格+売却必要経費)-特別控除(上限50万円) ※保有して5年以上経過するものは特別控除後の金額の2分の1が課税対象です。なお、2つ以上売却したものがある場合は区役所税務課へお尋 家じり。 なねねください。

生命保険契約にかかる返戻金や借家の立退料などが該当しま す。所得計算式は以下のとおりです。

[収入金額-掛金等-特別控除(50万円)]×2分の1

は区役所税務課へお尋ねください。

## 「3」所得から差し引かれる金額に関する事項(平成26年1月~12月に支払った金額や年末の扶養の状況について)

①雑損控除(支出した金額が分かる書類(領収書等)の提示または添付が必要です。)

本人または生計を一にする配偶者や扶養親族の有する住宅や家財が災害や盗難、横領によって損害を受けた場合、次のいずれか多い 金額を控除します。

- ・(損失額-保険、損害賠償などで補てんされる金額)-(総所得金額等の10%)
- ・災害関連支出の金額-5万円 ※災害関連支出…災害等に関連して納税者がやむを得ない支出をした場合の金額(がれき撤去費用など)

損害原因 年月日 A損失額 - 補てん金額 (災害関連支出の金額) B総所得金額等の10% (災害関連支出の場合は5万円) 1 0 0 0 0 記入例 ①雑 損 控 除 水害 26年5月5日

### ②医療費控除(支出した金額が分かる書類(領収書等)の原本の提示または添付が必要です。)

本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った医療費を控除します。控除の計算式は次のとおりです。(限度額200万) 「支払った医療費」−「高額医療、保険金などで補てんされる金額」−「総所得金額等の5%または10万円のいずれか少ない方」

記入例

②医療費控除	A支払った金額	B補てん金額 (高額医療、医療保険など)	C総所得金額等の5%と10万円の少ない方の金額	11	A-B-C 2 5 0 0 0
②医療費控除	150,000	30,000	95,000	111	2 3 0 0 0

### ③社会保険料控除 ④小規模企業共済等掛金控除(証明書の提示または添付が必要です。)

本人または生計を一にする親族のために負担した国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料、小規模企業共済等掛金などを記入し ます。これらの控除は支払った金額がそのまま控除になります。(親族が年金・給与から特別徴収により納付された金額は除きます。)

記入例

③社会保険料控除	国民健康保険料		後期高齢者医療保険料 国民年金保険料		介護保険料	その他の保険料	19	$1\ 4\ 0\ 0\ 0\ 0$
3/任云休陕科经际	100,000	0			10,000	30,000		1 4 0 0 0 0
④小規模企業共済等	<b>穿掛金控除</b>	控除	額は支払った小規	模企業共済掛金と	心身障害者扶養共	済掛金の合計額	13	1 0 0 0 0 0

## ⑤生命保険料控除(証明書の提示または添付が必要です。なお、証明書に「新」「旧」の記載がありますのでご確認ください)

支払額

12,001~32,000円

32,001~56,000円

56.001円~

支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料【新契約 (平成24年1月1日以降)】 (新契約のみ)を記入します。契約日が平成23年12月31日 以前か、以降かで控除の計算式が違いますので分けてご 記入ください。控除の計算式は右のとおりです。計算し た結果を控除額欄に記入します。

※新旧混在の場合はそれぞれの式にあてはめて計算し、その合計額を控除 とします。ただし、上限額は28,000円です。また、旧契約の控除額単独で 28,000円を超える場合はその額が控除額となります。

~12,000円 支払保険料の金額

控 除 計 算 式

支払保険料×1/2+6,000

支払保険料×1/4+14,000

【旧契約(平成23年12月31日以前)】

	支払額	控 除 計 算 式
	~15,000円	支払保険料の金額
	15,001~40,000円	支払保険料×1/2+7,500
)	40,001~70,000円	支払保険料×1/4+17,500
	70,001円~	35,000円

生命保険料控除の上限額は70,000円

記入例

⑤生命保険料控除	新 一般の生命保険支払額 412	15,000	新 個人年金保険支払額	415		介護医療保険支払額 414 30,000	6 4 0 0 0
9 土叩休陕科经际	旧 一般の生命保険支払額 413	20,000	旧 個人年金保険支払額	46	15,000		$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$

## ⑥地震保険料控除(証明書の提示または添付が必要です。) 【地震保険料控除】

支払った地震保険料、旧長期損害保険料の額を記入します。 控除の計算は右の表のとおりです。

※上限額は25,000円になります。

支払金額	控除計算式
~50,000円	支払金額×0.5
50,001円~	一律25,000円

### 【旧長期損害保険料控除】

支払金額	控 除 計 算 式
~5,000円	支払金額
5,001円~15,000円	支払金額×0.5+2,500円
15,001円~	一律10,000円

記入例

|--|

### ⑦本人該当控除

本人該当控除は右の図のとおりです。

※障害者手帳をお持ちの場合は障害者 控除額が加算されます。

控除額は裏面の⑩扶養親族欄の金額 をご参照ください。

(※分離譲渡所得がある場合は各区役所税務課にお尋ねください。)

į	種	類		内容	控除額
_	般	寡	婦	・夫と死別、もしくは離婚後、婚姻をしておらず扶養親族または、他の者の扶養になっていない生計を一にする子(所得38万円以下)がある場合 ・夫と死別後婚姻をしておらず 39 所得金額が500万円以下の場合	26万円
特	別	寡	婦	夫と死別、もしくは離婚後、婚姻をしておらず扶養親族である子がいる場合でかつ 39 所得金額が 500万円以下の場合	30万円
寡			夫	妻と死別、もしくは離婚後、婚姻をしておらず、他の者の扶養になっていない生計を一にする子 (所得38万円以下)がある場合でかつ 39 所得金額が500万円以下の場合	26万円
勤	労	学	生	大学、高校または専修学校などの学生で 39 所得金額が65万円以下で自己の勤労によらない所得が 10万円以下の場合	26万円

記入例

⑦本人該当控除	寡婦(離婚・死別)・寡夫・未婚	身体・精神・療育(4級)・認定(特・普)	16	2 6	3 0	0 0 0	$\prod$
(該当に○を付けてください) 勤労学	生(学校名	)   (4 版) · 認定(符·音)	10	2 (	0 0	יטיט	<u> </u>

### ⑧配偶者控除 ⑨配偶者特別控除

配偶者控除は昨年の合計所得金額が38万円以下の場合でかつ事 業専従者でない場合適用できます。控除額は以下のとおりです。

- ・一般の配偶者…33万円 (S20.1.2 以降生まれ)
- ·老人 配偶者…38万円 (S20.1.1以前生まれ)
- ※障害者手帳をお持ちの場合は障害者控除額が加算されます。 控除額は裏面の⑩扶養親族欄の金額をご参照ください。

配偶者特別控除は合計所 得金額が38万円を超え76 万円未満の場合でかつ事 業専従者でない場合に適 用されます。

控除額は右のとおりです。

(日の日本) 日 イカルガエ	P/\12\/
配偶者合計所得金額	控 除 額
380,001~449,999	330,000
$450,000 \sim 499,999$	310,000
$500,000 \sim 549,999$	260,000
$550,000 \sim 599,999$	210,000
$600,000 \sim 649,999$	160,000
$650,000 \sim 699,999$	110,000
$700,000 \sim 749,999$	60,000
$750,000 \sim 759,999$	30,000
760,000~	0

《配偶老特别您除表》

記入例

8配偶者控除	氏 名 生年月日		同居·別居	自体、特州、康杏(	級)· 詡宁(性, 並)	17	3 3 0 0 0 0
	熊本ひばり	9 大 22年1月1日	同・別	身体・精神・療育( 級)・認定(特・普)			3 3 0 0 0 0
⑨配偶者特別控除	収入金額		所得金額			18	

### ⑩扶養親族

扶養親族は配偶者以外の親 族で合計所得金額が38万円 以下でかつ事業専従者でな い場合適用されます。

控除額は右の表をご参照く ださい。

また、扶養親族の方が障害者 手帳をお持ちの場合障害者 控除が加算されます。なお、 控除の適用を受ける場合は、 手帳の提示が必要です(本人 該当控除、配偶者控除のとき も同様)。

	く扶養控	:除表>	
	種類	内 容	控除額
	特定	平成4年1月2日~平成8年1月1日 に生まれた人(19歳以上23歳未満)	45万円
	老人	昭和20年1月1日以前に生まれた人 (70歳以上)	38万円
	同居老親	老人扶養親族のうち本人または配偶者 の直系尊属で同居を常況としている人	45万円
	16歳未満	平成11年1月2日以降に生まれた人	0円
	一般扶養	上記以外の人	33万円
ーク	<u></u>	生年月日 続柄 同時	別居

く障害者	<b>「控除表&gt;⑦本人該当控除 ⑧配偶者控除共通</b>	<u> </u>
種類	内 容	控除額
普通	・身体障害者手帳3級以下 ・精神障害者保健福祉手帳2級以下 ・療育手帳B ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて 普通障害と認められた人	26万円
特別	・身体障害者手帳 1・2級 ・精神障害者保健福祉手帳 1級 ・療育手帳 A ・戦傷病者手帳 ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて 特別障害と認められた人	30万円
同居特別	同居の配偶者または、扶養親族で上記の特 別障害の要件を満たしている場合	53万円

記入例

10	氏名	生年月日	続柄 同居·別居	障 害 者 控 除	扶養控除 19	0 6	0 0	
扶		<b>野</b> 21年7月7日	子の子 同 別	身体·精神·療育(級)·認定(特·普)	合計 19	8 6	0 0	0 0
養		明大 昭中 24年 8 月 7 日	子の子 同 別	身体·精神·療育(2級)·認定(特·普)	基礎控除 20	3 3	0 0	0 0
親	7111 1 2 4 7 1 1	<sup>明大</sup> 40年 1 月 3 日	子同別	身体·精神·療育(級)·認定(特·普)	控除 21			
族		明大 年 月 日	同·別	身体·精神·療育(級)·認定(特·普)	合計四			

別居の扶養親族がいる場合は裏面のウ別居の扶養親族等の欄に住所などを記入します。

## 「4」所得がなかった方の記入について

所得がなかった方は裏面のア通信欄に昨年の生活状況を記入し

1 ……仕送りを受けていた

2 ……雇用(失業)保険を受給していた

(受給額が詳しく分からない場合おおよその金額で可)

3 ……生活保護法に基づく生活扶助を受けていた

4 ……その他

(1から3に該当しない場合。※預貯金で生活していたなど)

記入例

1 次の者(単身赴任者を含む。)から扶養又は援助 仕送りを受けていた。

(フリガナ) クマモト 氏名 熊本

続柄 夫 生年月日 自営業·会社員公務員 明·大·昭 平 50年10月10日 職業 その他(

住所 熊本県八代市1番1号 電話番号 090-1111-1111

2 雇用(失業)保険を受給していた。

(受給期間) 年 月 日~ 年 月 日

3 生活保護法に基づく生活扶助を受けていた。

(期間) 年月日~年月 H

現在受給中

4 その他(1~3に該当しない場合、昨年の生活状況を記入してください。)

## 「5」熊本市(区)外に居住し熊本市(区)内に家屋敷、事業所がある方の記入について

市(区)外に居住し熊本市(区)内に家屋敷、事業所をお持ちの方 は裏面の イ 「熊本市(区)外に居住する方で、市(区)内に事務所、 家屋敷を有する方」に家屋敷、事業所の所在地を記入します。

▲ 熊本市(区)外に居住する方で、市(区)内に事務所、家屋敷を有する方

1.1月1日現在の事務所 (事業所) の所在地・名称

記入例

所在地:熊本市 中央区手取本町1番1号

名称(屋号) クマモト 電話番号 096-328-2111

2.1月1日現在の家屋敷の所在地

※配偶者·扶養親族等がいる場合は表面の配偶者·扶養親族欄にも記入してください。

## 「6」非課税年金収入のあった方の記入について

遺族年金や障害年金などは非課税の収入として取り扱われます。 年間の収入金額を裏面工非課税年金に記入してください。

工非課税年金

記入例

		年金の種類	受け取った金額
ıtı	1	遺族年金	1,000,000 円
J	1	恩 給 扶 助 料	円
	2	障害年金	円
	9	老齢福祉年金	円
	9	その他	円

※収入金額が詳しく分からない場合はおおよその金額で可。

## 「7」寄附金の支払いがある方(領収書の提示または、添付が必要です。)

昨年に寄附金の支払いがある 方は裏面 カ 寄附金に関する 事項に記入します。市民税・ 県民税の場合は市町村や県 内の社会福祉法人等への寄附 金が対象となります。

カ 奇削	並に対り	の尹坦		
都道府県・ 市区町村分	寄附先 名 称	熊本城	寄附 金額	10,000
条 例	寄附先 名 称	熊本市 社会福祉協議会	寄附 金額	10,000
指定分	寄附先 名 称		寄附 金額	
熊本県の共同募金会 日赤支部分	寄附先 名 称		寄附 金額	

### ◎市民税・県民税の計算方法(詳しくは各区役所税務課にお尋ねください)

所得合	_	控除合	=	税総所得金額(	×	市民税の税率 %	=	民税所得割額	_	民税調整控除	_	民税配当控除	1000万円以下の部分 配当所得の1.6% ②課税総所得金額等が 1000万円超の部分 配当所得の0.8%		住宅借入金等特別	_	寄附金税額	_	当割額・株式等譲	+	市民税均等割額 3,500円	=	年税
割額		額		課税標準額	×	県民税の税率	=	· · · · · · · · · · · · · ·	_	県民税調整控除	_		1000万円以下の部分 配当所得の1.2% ②課税総所得金額等が 1000万円超の部分	_	別税額控除	_	額控除	_	<b></b> 譲渡所得割	+	県民税均等割額	=	額

### 非課税の所得基準

- [1] 所得割·均等割非課税対象者
- 平成27年1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 寡婦、寡夫、障害者、未成年者で平成26年中の合計所得金額が125万円以下の人 平成26年中の合計所得金額が315,000円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+189,000円以下の人 ※189,000円の加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に限ります。

### 〔2〕所得割非課税対象者

平成26年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万 円以下の人

※32万円の加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に限ります。